

「道の駅」の防災機能強化について

1. 防災道の駅の認定要件について(案)
2. 道の駅におけるBCP(業務継続計画)について

「道の駅」の目的と機能の見直しについて

「道の駅」の目的

- ・道路利用者への安全で快適な道路交通環境の提供
- ・地域の振興や安全の確保に寄与

「道の駅」の機能

休憩機能

- ・24時間、無料で利用できる駐車場・トイレ

情報発信機能

- ・道路情報、地域の観光情報、緊急医療情報などを提供

地域連携機能

- ・文化教養施設、観光レクリエーション施設などの地域振興施設や防災施設(感染症対策を含む)

1. 防災道の駅の認定要件について(案)

主な役割

**広域的な防災拠点機能
を持つ道の駅**

今回の「防災道の駅」のターゲット

**地域の防災拠点機能
を持つ道の駅**

約500駅

※リニューアル等に合わせた対策により拡充

その他の道の駅

全体1,160駅

大規模災害時等の広域的な 復旧・復興活動拠点



- 自衛隊、警察、テックフォース等の救援活動の拠点
- 緊急物資等の基地機能
- 復旧、復興活動の拠点等

地域の一時避難所



防災道の駅の認定要件について（案）

1. 都道府県が策定する広域的な防災計画（地域防災計画もしくは受援計画）及び新広域道路交通計画（今年度、国交省と都道府県で策定予定）に広域的な防災拠点として位置づけられていること。

2. 災害時に求められる機能に応じて、以下に示す施設、体制が整っていること。
 - ① 建物の耐震化、無停電化、通信や水の確保等により、災害時においても業務実施可能な施設となっていること
 - ② 災害時の支援活動に必要なスペースとして、2500m²以上の駐車場を備えていること
 - ③ BCP（業務継続計画）が策定されていること

3. 2. が整っていない場合については、今後3年程度で必要な機能、施設、体制を整えるための具体的な計画があること。

(参考) 各計画の概要

	広域的な防災計画		新広域道路交通計画
	地域防災計画	受援計画	
位置付け	災害対策基本法において、災害応急対策及び災害復旧に関する事項別の計画等を策定	防災基本計画において、他の地方公共団体等から応援を受けることができるよう、防災業務計画や地域防災計画等に位置付けるよう努めるものとされているもの	社会資本整備重点計画をはじめ今後の計画的な道路整備・管理や道路交通マネジメント等の基本となるもの
概要	災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、市民の生命、財産を災害から守るための対策を実施することを目的とし、災害に係わる事務又は業務に関し、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、総合的かつ計画的な対策を定めた計画	災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるための計画	「平常時・災害時」を問わない「物流・人流」の確保・活性化のために、中・長期的な観点からビジョンを踏まえた、 (1) 広域道路ネットワーク計画、 (2) 交通・防災拠点計画 (3) ICT交通マネジメント計画

重要物流道路を契機とした「新たな広域道路交通計画」の策定について

I 今後の道路計画の主な課題 (現計画※はH6策定、H10以降未改定) ※広域道路整備基本計画

- 新たな社会・経済の要請に応えるとともに、総合交通体系の基盤としての道路の役割強化や、ICT・自動運転等の技術の進展を見据えた未来志向の計画が必要。

新たな国土構造の形成

- ・ スーパーメガリージョンの実現
- ・ 中枢・中核都市等を中心とする地域の自立圏の形成 等

グローバル化

- ・ インバウンドへの対応
- ・ 国際物流の増加への対応 等

国土強靱化

- ・ 災害リスク増大への対応
- ・ 代替機能の強化の必要性 等

各交通機関との連携強化

ICT活用・自動運転社会への対応

II 新たな広域道路交通計画の策定

- 各地域において中長期的な観点からビジョン、計画を策定(定期的に見直し)

「平常時・災害時」を問わない「物流・人流」の確保・活性化

(1)

広域道路ネットワーク
計画



(2)

交通・防災拠点
計画



(3)

ICT交通マネジメント
計画

重要物流道路の指定・地域高規格道路等の広域道路ネットワークの再編 等

(参考)防災道の駅の機能・施設・体制(例)

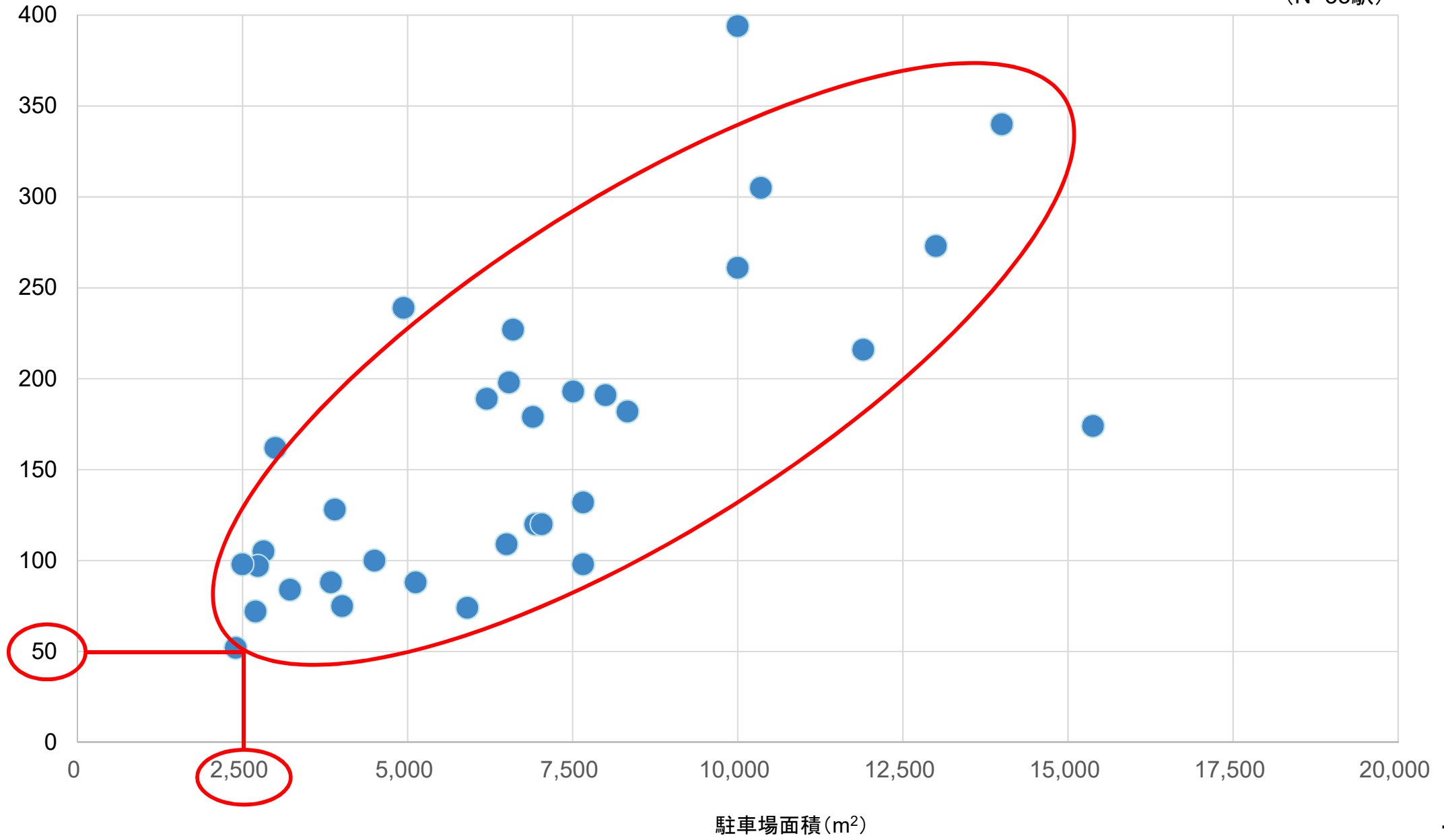
機能	施設								体制			
	①						②		③			
	耐震化	無停電設備	通信設備	貯水タンク	防災トイレ	防災倉庫	駐 ^{※1} 車場	ヘリポート	B C P 策 定	災 害 協 定	防 災 訓 練	感 染 症 対 策
救援物資の中継・分配機能	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
広域支援部隊（警察、消防、自衛隊等）の一次集結・ベースキャンプ機能	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○
災害医療支援機能	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
物資等の備蓄機能	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○

※1 災害時の支援活動に必要なスペースとして、2500m²以上の駐車場

(参考)広域的な防災計画に位置づけられている「道の駅」の駐車場の規模について

駐車マス数
(普通車換算)

(N=33駅)



※ 各都道府県が作成・公表している地域防災計画や受援計画に広域的な防災拠点として位置づけられている道の駅を対象

「防災道の駅」の進め方(案)

本日

- 「防災道の駅」の認定要件等を議論
- 地域での検討の参考となる道の駅の事例等を提示

7月中

- 委員会の議論を踏まえて、道路局から各都道府県に対して、認定要件等を周知、「防災道の駅」の配置計画の作成を依頼

年内目途

- 都道府県毎に幹線道路協議会で具体箇所を検討※
 - 各都道府県で「防災道の駅」案（配置計画）を策定(初回)
- ※ 新広域道路交通計画の枠組みを活用しネットワークをあわせて検討

第3ステージ推進委員会で確認・意見

- 国土交通省で「防災道の駅」として認定(初回)

「防災道の駅」の整備支援・フォローアップ / 順次追加認定

2. 道の駅におけるBCP (業務継続計画)について

○ BCP(業務継続計画)

災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、**優先的に実施すべき業務**（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の**執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保**等をあらかじめ定める計画である。

※市町村のための業務継続計画作成ガイド 【平成27年5月内閣府（防災担当）】

○災害時等に優先的に実施されることが想定される主な業務

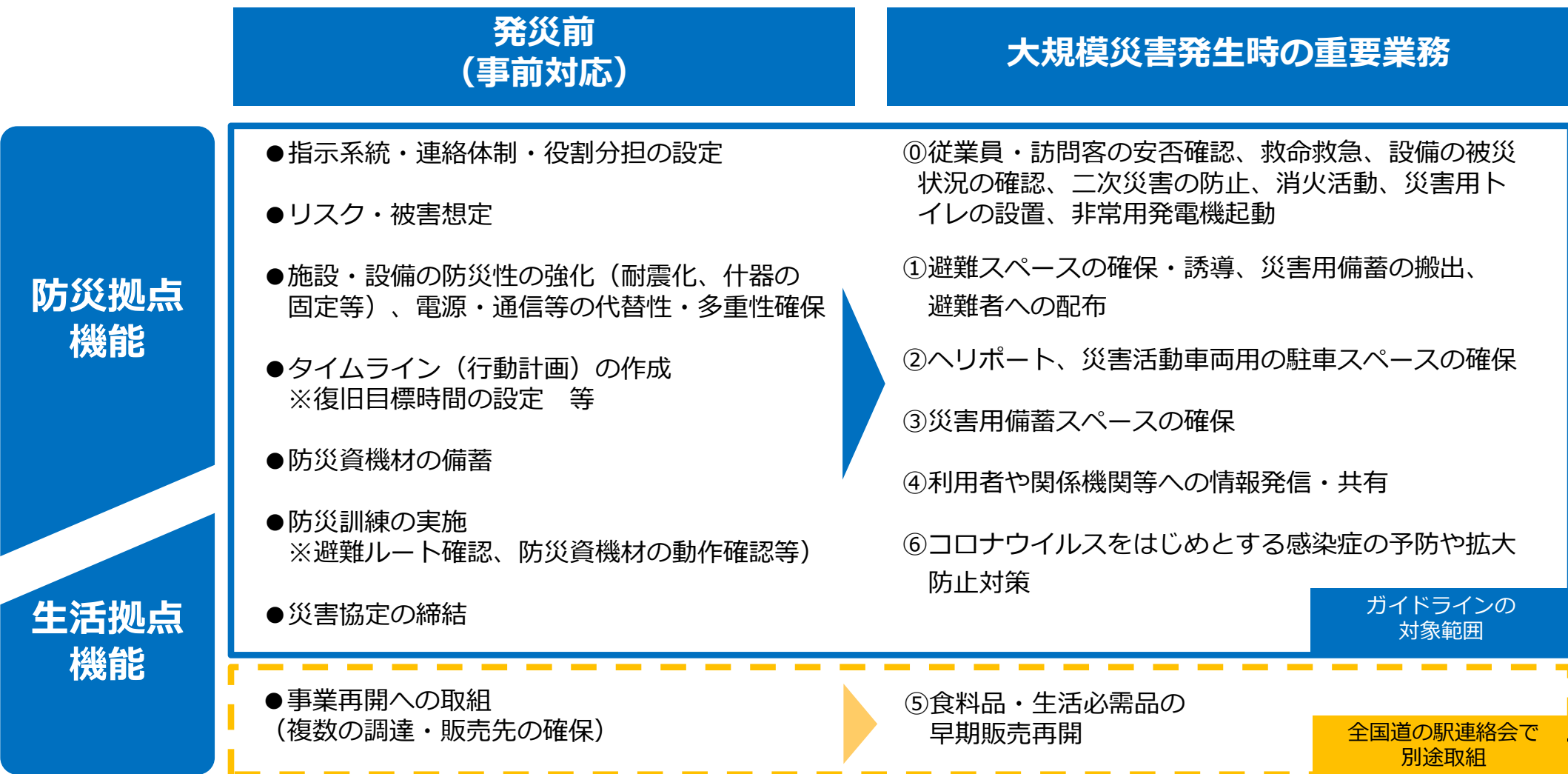
- ①従業員・訪問客の安否確認、救命救急、設備の被災状況の確認、二次災害の防止、消火活動、災害用トイレの設置、非常用発電機の起動
- ①避難スペースの確保・誘導、災害用備蓄の搬出、避難者への配布
- ②ヘリポート、災害活動車両用の駐車スペースの確保
- ③災害用備蓄スペースの確保
- ④利用者や関係機関等への情報発信・共有
- ⑤食料品・生活必需品の早期販売再開
- ⑥コロナウイルスをはじめとする感染症の予防や拡大防止対策

○BCP策定の対象とする道の駅

地域防災計画に位置づけられた道の駅

⇒直轄道の駅：3年以内に策定 地方の道の駅 5年以内に策定

○ガイドラインの対象範囲(案)



ガイドラインの
対象範囲

全国道の駅連絡会で
別途取組

(参考) 道の駅「朝霧高原」BCP(骨子)<令和2年3月作成>

※道の駅「朝霧高原」の管理・運営者、設置者である富士宮市及び道路管理者である国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所において作成

(BCPの構成)

1. はじめに

- 1.1. 基本方針
- 1.2. BCPの策定・運用の体制
- 1.3. BCPの発災後の運用期間

2. 基本的な考え方

- 2.1. 大規模災害発生時の基本方針
- 2.2. 大規模災害発生時の重要業務
- 2.3. 発災時の重要業務の実施フロー
- 2.4. 現状の把握
- 2.5. 被害想定

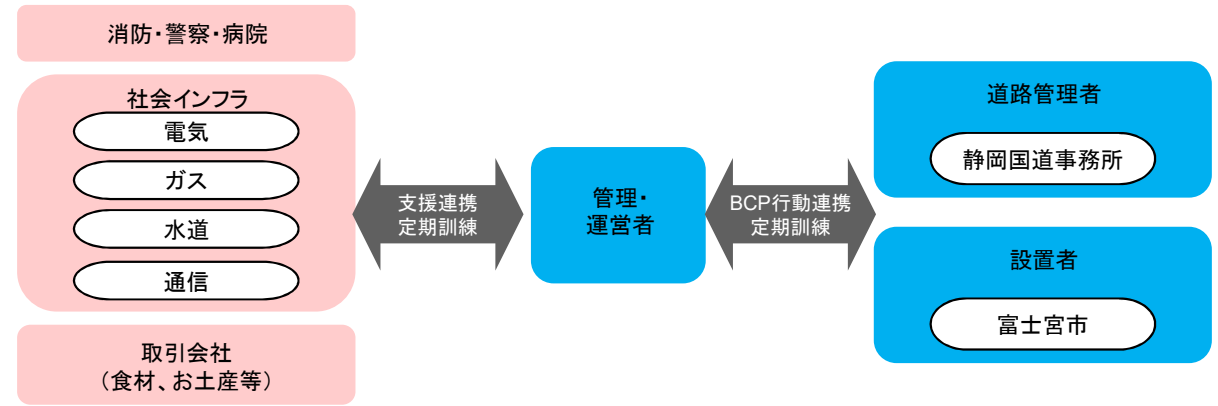
3. 災害時の重要業務の行動計画

- 3.1. 従業員・訪問客の安否確認
- 3.2. 負傷者の救急・救命
- 3.3. 避難スペースの確保・誘導
- 3.4. 防災用備蓄の搬出、避難者への配布
- 3.5. 設備の被災状況の確認
- 3.6. 消火活動
- 3.7. 関係各所への情報伝達
- 3.8. 周囲への情報提供
- 3.9. トイレ、非常用発電機の起動
- 3.10. 災害支援スペースの確保

4. 定期訓練

5. その他

1.2.BCPの策定・運用の体制



2.1.大規模災害発生時の基本方針

- ・ 生命の安全確保と安否確認
- ・ 二次被害の防止
- ・ 対外的な情報の発信及び共有
- ・ 防災拠点としての機能開始
- ・ 一次避難施設としての開始

2.2.大規模災害発生時の重要業務

- 1) 従業員・訪問客の安否確認
- 2) 負傷者の救急・救命
- 3) 避難スペースの確保・誘導
- 4) 防災用備蓄の搬出、避難者への配布
- 5) 設備の被災状況の確認
- 6) 消火活動
- 7) 関係各所への情報伝達
- 8) 周囲への情報提供
- 9) 災害用トイレの設置、非常用発電機の起動
- 10) ヘリポート、災害用備蓄スペース、災害活動車両用の駐車スペースの確保

2.3.発災時の重要業務の実施フロー

